

○消費税法施行令第五十条第三項、第五十四条第五項、第五十八条の二第三項、第五十八條の三第三項、第七十条の十三第二項及び第七十一条第五項並びに消費税法施行規則第五條第三項、第十六條第三項及び第二十六條の七第四項の規定に基づき、これらの規定に規定する保存の方法を定める件

昭和六十三年十二月三十日
大蔵省告示第百八十七号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第五十条第三項、第五十四条第五項、第五十八條の二第三項、第五十八條の三第三項、第七十条の十三第二項及び第七十一条第五項並びに消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）第五條第三項、第十六條第三項及び第二十六條の七第四項の規定に基づき、これらの規定に規定する保存の方法を次のように定める。

消費税法（昭和六十三年法律第百八号。以下「法」という。）第三十条第七項に規定する帳簿又は請求書等、同条第十一項に規定する本人確認書類、法第三十六条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する書類及び法第三十八条第二項、第三十八条の二第二項又は第五十八条に規定する帳簿、消費税法施行令（以下「令」という。）第七十条の十三第三項に規定する適格請求書等の写し並びに消費税法施行規則（以下「規則」という。）第五條第一項各号又は第十六條第一項若しくは第二項に規定する書類又は帳簿及び規則第二十六條の七第一項に規定する書類の写し（以下「帳簿等」という。）を令第五十条第一項及び第二項、第五十四条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第五十八條の二第二項、第五十八條の三第二項、第七十条の十三第一項並びに第七十一条第二項及び第四項並びに規則第五條第一項、第十六條第一項及び第二項並びに第二十六條の七第一項に規定する保存すべき場所に、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）B七一九八六に規定する基準を満たすマイクロフィルムリイダ又はマイクロフィルムリイダプリンタを設置し、かつ、当該帳簿等が撮影された次に掲げる要件を満たすマイクロフィルムを保存する方法

一 日本工業規格（不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二條の規定による改正前の工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七條第一項に規定する日本工業規格をいう。）K七五五八（一九八六）2（安全性）に規定する安全性の基準を満たす材質であること。

二 日本産業規格B七一九七附属書一2（マイクロフォームの実用品位数）に規定する方法により求めた実用品位数の値が十一以上であること。

三 日本産業規格B七一九七8（処理、品質及び保存方法）の背景濃度の値が〇・七以上一・五以下であること。

四 日本産業規格Z六〇〇八4（解像力の試験）の規定により求めた解像力の値が一ミリメートルにつき百十本以上であること。

五 次に掲げる事項が記載された書面が撮影されていること。

イ 帳簿等の保存に関する事務の責任者の当該帳簿等が真正に撮影された旨を証する記載及びその氏名

ロ 撮影者の氏名

ハ 撮影年月日